

一般社団法人日本自費リハビリ推進協会
施設認定制度規定（中枢神経系）

令和2年2月5日制定

（本制度の目的）

第1条 定款第3条に定めた安全かつ有用な自費リハビリの維持普及を図ることを目的とし、施設を認定する。

（認定の方法）

第2条 認定を受ける資格を有する施設については施設認定委員会が認定を行う。

（認定基準）

第3条 次の各号すべてを満たす施設は認定を受ける資格を有する。

- （1）当該専門領域の実務経験5年以上の理学療法士、作業療法士、もしくは言語聴覚士のいずれか1名以上が常勤していること。
- （2）当該領域の専門医*¹が常勤していること。
- （3）すべての常勤の医師、理学療法士、作業療法士、および言語聴覚士が当法人の正会員であること。
- （4）訓練室においては、厚生労働省が定める脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）、（Ⅱ）もしくは（Ⅲ）の施設基準を満たしていること。
- （5）当該後遺障害に対するリハビリが医学的に適切であることを専門医*¹により診断され、その旨を適切に記録・保存*²していること。
- （6）医師の指示のもと策定したリハビリ計画を、本人およびその家族に説明しそれを適切に記録・保存*²していること。
- （7）専門医*¹とともに定期的*³にリハビリ計画の見直しを図り、リハビリ継続の必要性、有効性、安全性につき検討していること。
- （8）リハビリを行うにあたっての中止基準を定め、訓練室内に明示していること。
- （9）自費リハビリに関する費用を施設内やホームページを用いて適切に明示していること。

* 1 専門医とは、日本脳神経外科学会認定専門医、日本神経学会認定専門医、日本脳卒中学会認定専門医、日本リハビリテーション学会認定専門医、もしくはそれに準ずる経験を有する医師を指す。

* 2 文書もしくは電子媒体により保存すること。

* 3 定期的とは月1回程度を指す。